

ひょうご聴障ネット 夏の学習会 2014年8月24(日)
「障害者権利条約がわかる学習会」

講師：藤井 克徳（ふじい かつのり）氏

JDF(日本障害者フォーラム)幹事会議長。

きょうされん常務理事。

午前の部

おはようございます。お休みの日の朝からよく来てくださいました。今日は、午前午後と続きますので、よく体力を配分して聞いてください。一部は重複しますが、大事なことで何度聞いてもいいと思います。今日は、障害者権利条約というものをもう一度正確に捉え直して、これからの兵庫県下の障害分野の発展にどうつなげていくのか、特に聴覚障害との関係、盲ろう者との関係、これをポイントにしていだければと思います。

「はじめに」とレジメに書いてありますが、最近の障害分野で気になるのは、5日前に広島で起きた局地的集中豪雨。今日現在 1500人前後が避難所暮らしで、80名近い方々が尊い命を落とされました。こういう中で障害を持っている人や家族が、やはり阪神淡路大震災、東日本大震災と同様に厳しい状況にいるのだらうなと思います。私に関わっているきょうされんという団体に加盟している作業所も4つほど影響を受けていて、そのうち1つは影も形もなくなりました。また、逃げ遅れた車イス使用者も犠牲になりました。やはり障害分野に影響が大きいなあと思っています。どうしてああいいう危ないエリアにお家を作るのか。東日本大震災の時にも、どうして海辺を埋め立てまでして障害者のグループホームや老人施設を作るのかと思いました。その背景には、経済面や効率面の考えが強く反映しているなと思います。そういう意味では単なる天災ではなく、人災という要素を感じざるをえません。

実は障害者権利条約は、障害を持った人の人権とか、基本的自由とか、また無差別平等ということを繰り返し言っていますが、さらに深めていくと社会の標準値は今のままでいいのですか、標準値が非障害者の社会に傾きつつあるんじゃないですか、もう一度社会の在り方を問い直しましょう、という意味もこめられているのですね。私は、自然災害に遭遇した際には、単に復元、復興といって元に戻すだけではなく、本来の地域、社会に作り直す再生、新生がいいと思いますし、そのためには基本設計のベースにこの障害者権利条約を据えてほしいなと思います。

さて、権利条約の話をする前に、今日お集まりの聴覚に障害を持っている方たち、手話通訳者、あるいは要約筆記者、ボランティア、またこれから障害者分野に関わる人もいられるかもしれません、みなさんに改めてなぜこういう権利条約を学び、制度の改善を考える必要があるのかを考えていただきたい。「私は手話がうまくなればいいんです」「要約筆記の技が磨かれればいいんです」「そんな難しい権利条約とか法律・制度は、技術を学ぶのとは違うエネルギー

一を使うんじゃないか」こんな声が時々聞こえてきます。私は、それはおかしいと思っています。確かに手話や要約筆記の技術、これも基本だけでも、その技術の裏にある人権や法律などが合わさって本当の手話、本当の要約筆記、触手話や指点字が育ってくると思っています。

今から 100 年以上前、タイタニック号という大きな豪華客船が、大西洋上で沈没しました。今でも映画になったり、語り継がれたりしています。そして、多くの人々の心の中に残っていると思います。このタイタニック号をイメージしていただくとわかりやすいと思います。タイタニック号はイギリスからニューヨークに向かう途中で冰山にぶつかって沈没をして、2,000 人以上が死んでしまったんですね。おそらく沈没する 1 時間前には、みんな船室でとっても楽しい雰囲気でも過ごしていた。まさか沈没するとは思っていなかった。船の進路、方向性を法律とか制度、或いは今回みたいな国際的な約束事とイメージしてみてください。一方、船室やダンスホールは手話の技術、要約筆記の技術、現場での実践と置き換えてみてください。手話技術を高めていく、要約筆記の技術を高めていくことは船室をきれいに飾るというイメージです。岡野代表を含めてひょうご聴障ネットのみんなが船室をきれいに飾る。カーペットもカーテンもきれいにして、スチームで暖かく暖房を効かせて、部屋の真ん中にはおいしいワインがおかれている、それだけでいいのかということなんです。確かに船室はすばらしくなったかもしれない。でも肝心の船の進む方向を「私は関係ないわ」と思っていたら冰山にぶつかって沈没してしまっただけです。これではいけませんね。また、いくら船が間違わずに進んだとしても、船室がコンクリートの打ちっぱなしで寒風が吹きすさぶようだとみんな凍え死んでしまう。やはり、いつも船室を大事にするという考え方と、肝心の船全体が進んでいく確かな方向を見つめるという考え方と両面もってほしい。船が進む方向というのは深い人権の感覚、それを裏打ちする法律や制度や条約。船室はみんなががんばっている特に技術面とか、聴覚障害を持った人たちや盲ろう者を支えていく地域での支援の実践です。両方大切です。今日はどっちかという船の進むべき方向に関係する学習であると認識してもらおうとわかりやすく聞いてもらえたいと思います。

次の動画は、今年（2014 年）の 6 月の 10 日から 12 日まで、NY 国連本部で行われた第 7 回権利条約の締約国会議（条約の批准国、条約を結んだ国同士が集まってする会議）の様子です。日本は第 7 回目にして初参加をしました。お手元の資料を後でご覧ください。今映っているのは、NHK が流してくれた当日のニュースです。

私は、この会議に日本政府団の顧問として参加をさせていただき、公式な発言の機会を得ることができました。今ニュースでは 700 人といっていました、あとで聞くと 1000 人を超える、NGO の代表を含むメンバーでこの会議を行いました。国連では、今、2016 年から 2025 年までの、国連全体の人権や環境に関する新しい長期計画を作っている真っ最中です。ここにはこれから環境問題も入ってくるそうですけれども、障害分野をどうねじ込ませるかがポイントだったんです。これまでも 10 年計画があつてね、2015 年に終わるんだけど、子どもや女性や貧困という問題は入っていたけど障害という分野は入っていなかったんです。また、災害という分野も入っていなかった。国連の大事な文章に入っているのといないのでは、大違い。特に日本を始めとする先進国は、国連の大きな目標を尊重する傾向にありますので、

ここに障害分野が入っていなかったというのは決定的な弱点だったわけです。でも、今度はきちんと障害分野も位置づけてほしい。特にこの10年間は権利条約が誕生したわけですから。また日本を含めて各地で災害が起こっていて、結局障害者を含む災害弱者という方たちがたくさん命を落とすことを含めて人権侵害の事実さらされている。したがって、私は障害と災害を繋げて発言をしました。すると各国から反応がたくさんありまして、特にヨーロッパやハンガリーの政府代表、障害当事者の国際組織の代表から、藤井の発言を支持したい、2016年からの長期計画には、是非障害、災害をきちんと位置付けてほしいと言ってもらいました。この新しい10年計画は今年から来年にかけてさらに議論を深めて、最終的には来年の国連総会で採択され、2016年から発効になります。これから本格的に議論が始まっていきますので、是非皆さんにも注目してほしいですし、日本から引きつづき政府を通して、JDFやJDやろうあ連盟、全通研、きょうされんなんかの意見を出してもらいたいと思っています。

さて、障害者の権利条約について、もう少しポイントを考えておく必要があると思います。レジメの2に「押さえどころ」と書いておきました。

「国際条約」というのは、2つ以上の国が約束をした国際法という重いものです。権利条約は国際法の一つなんですけれども、192の国連加盟国が全会一致で確認をした、条約の中でも最も参加国が多い国際法なんです。

「批准」という言葉。国連総会で条約を結んだだけでは、日本を含めてそれぞれの国では効力がない。どうやって効力を発揮するかというと、それぞれの国で承認することが必要になります。それを批准といいます。批准の仕方はまちまちです。例えば海外では、王様が署名をしてポンとハンコを押せば批准になる国もある。日本の場合は、憲法にのっとって国会でまず意思を明らかにする。これを政府が受けて、これを承認しますよという書類を国連に送る。この批准書を受理した日をもって批准成立となる。これが今年(2014年)の1月20日だったんですね。そして、批准した国のことを「締約国」、約束をした国、と言います。ですから「批准」というのは、日本はこれを受けいれましたよということです。国際条約は批准をすると、日本国の中で法律上の効力を持つんですね。この分厚い長い条約は日本の国内法になったんです。日本は世界に冠たる法治国家ですので、これが法律になったことを皆さんに認識してほしい。

もう一つ、今から画面にでてくる図があります。「障害者の人権の十字路」と命名しました。実は、権利条約を本当に学ぼうと思ったら、権利条約単品では学びにくい。どうしてかということ、権利条約には、様々な経過、人類が蓄積してきた人権に関する取り組みの到達点がギュッと圧縮してるかのように盛り込まれているからです。十字路の縦軸が人権に関する世界と日本の動き、横軸が障害分野に関する世界と日本の動き、この交差点、真ん中に批准された障害者権利条約が座っているんですね。縦軸の上の方は世界、下の方は日本なんですけれども、世界でいうとみなさん勉強されたでしょうか、世界人権宣言を始め、国際人権規約A規定とB規定。A規定というのは社会権、B規定というのは自由権。本当にこれは影響が大きかったですね。女性差別撤廃条約とか子供の権利条約、これも今回の障害者権利条約に大きく影響をしました。下の方は何かということ、日本の人権。残念ながら日本には、人権というキーワードが入っている法律はそう多くはありません。ただし、憲法の中にはしっか

り人権という言葉が座っています。憲法はやはり素晴らしい。他にはいろんな裁判判例、判決の出た結果があります。これには人権という言葉がいっぱい出ています。これは法に準じますから、人権の蓄積と言えるだろうと思います。こういったものの上に、今回批准された障害者権利条約があるということです。横軸、これは世界と日本の障害分野の動きです。世界で言うと例えば ADA というアメリカ障害者差別禁止法とか、世界の障害団体、盲もろうもありませんね。それらを束ねた IDA。I はインターナショナル、D はディスアビリティ、A はアソシエーション、グループを表します。こういう活動が活発にあります。左に行くと障害者基本法とか各種の障害者福祉法や、また JDF の活動、これらが影響をして今回批准となったわけです。このように、国内外の人権と障害分野の民間を含む様々な活動、取り組みの上に障害者権利条約が位置づけられているということを、ぜひこの機会に覚えてください。JDブックレット「私たち抜きに私たちのことを決めないで～障害者権利条約の軌跡と本質～」という本に詳しく書かれています。今日販売していますので、またお買い求めいただければいいと思います。

次にこの権利条約を、国連と日本の経過を中心に考えていきたいと思っています。私がかねがね、物事の結果というものには関心がない、というと嘘になってしまいますが、あまり一喜一憂しない。むしろエネルギーを割くのは、そこに至る途中の過程。そこに全力投球するのです。結果に繋がろうが、繋がるまいが。経過の中に一番大事なものが生まれてくると確信していますので、権利条約も、途中経過を一生懸命見よう、関わろうとしてきました。この権利条約のルーツは、先ほど世界人権宣言とか大きな人権の動向と言いましたが、障害分野でいうと、やはり国際障害者年だと思います。例えば今よく使われている「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「バリアフリー」「QOL」、こういった言葉は、国際障害者年に日本に上陸しました。国際障害者年は、日本の障害分野の「黒船」と言ってもいいくらい大きな出来事でした。その国際障害者年も突然現れた訳じゃなくて、さらに基があって、6年前の1975年の障害者権利宣言、これが大事（おおごと）だったんですね。たった13項目だけでも今読んでも目から鱗、すごいな、と思います。今から40年前ですよ。世界の知恵ってのはすごいなと感じます。この辺が今度の権利条約のルーツになっています。例えば国際障害者年に向けて国連は何本も総会で大事なことを決議しました。その一つが有名なフレーズとしてある「障害者を締め出す社会は、弱くて、脆い」。思わず東日本大震災の、障害を持った人の死亡率が2倍、という数字が重なってきます。ことが一旦起こると、障害を持った人に被害が集中的かつ集積的に表れてくるという点でいうと、まだまだこの国は弱くて脆いなと。またこういう文章も国連は残しています。「障害者は、特別のニーズを持つ普通の市民である」。つまりは、障害者というと「特別な人間」という風潮があった。そうじゃなく、まず普通の人間である、と。しかし特別なニーズがある人間であると。

またこうも言っていますね。「戦争は大量の障害者をつくり出す最大の悪である。」今世界中には WHO の推定値で10億5千万人の障害者がいます。70億人の人口のうちの15%。そしてその7割以上が、戦争が直接、間接の原因で障害者になった。間接というのは、戦争のための貧困、飢餓、栄養失調、或いはそのあとの地雷が原因。地雷というのは、埋め込んだ爆弾が、戦争が終わって何十年経ってから爆発する。こういった戦争に関連しての障害者が、10

億 5 千万人の 7 割以上というのですから、すごい。先週沖縄に仕事があつて行って来たのですが、私は久しぶりに平和祈念資料館を訪問しました。沖縄の地上戦では 23 万人が死んじゃったということなんですね。アメリカ兵も 2 万人死んだ。そして亡くなった 2 万人の米兵以外に、その数倍が戦後、アメリカで精神障害者になったそうです。大勢が亡くなったということは聞いて知っていましたが、戦争が終わって何十年も精神障害で苦しんだと聞いて、戦争はすさまじいなと思いました。

こんなことを、国際障害者年の国連決議では、沢山述べています。この辺がぎゅぎゅつと凝縮され、現代の状況を重ね合わせたのが権利条約です。若い方たちも、33 年前の国際障害者年は何だったのか、その 6 年前のたった 13 項目の権利宣言は何だったのかということをお勉強してもいいんじゃないかな。ひょうご聴障ネットは、毎年こうして勉強会を開いている、とってもいいことだと思います。でも講演の短い時間では大事なことが話さきれませんから、後で過去の資料をお勉強しておくことが大切です。皆さん方は仕事をお持ちになっただけで、手話通訳、要約筆記をしてらっしゃるという事ですから、完全なプロかどうかは別にしても、手話・要約筆記に関してはプロ、プロである以上はやはり関連する知識は持つておくのが役割だと思います。

さてこんな風にして権利条約が誕生していくんですが、画面に出ているのは 2006 年の 8 月 25 日の仮採択ですね。これは特別委員会というところで、本採択はもっと後なんです。特別委員会でのべ 100 日議論してきました。写真は仮決定した瞬間です。私には見えませんが、国連の議場が揺れ動く、空気が動くというのはああいう感じなんでしょうね。拍手、口笛、足踏み、そして歓声が 3 分くらい続くんですから障害分野の歴史が一つ動いたなあ、という実感をしたわけです。そしてこの年 2006 年の 12 月 13 日に第 56 回総会で本採択して、晴れて障害者権利条約が、今世紀に入って初めての人権条約としてこの世に生を受けました。ですから障害問題に関心のある方は、2006 年 12 月 13 日、これは自分の誕生日の次くらいに覚えておいてほしい大事な日です。

さてこうして条約は誕生し、批准した国が 20 か国になったことを受けて、2008 年 5 月 3 日に効力を発し、発効日となりました。日本では憲法記念日ですね。今日現在 147 か 148、150 近い国が批准をしています。条約を採択したときは 192 だったのですが、それから 1 か国増え、今国連加盟国は 193、このうちの 150 弱が批准しています。

次に国内の動きを簡単にご紹介します。先ほど日本は批准に 8 年近く要したと言いました。これだけ聞くととても残念な、時間のかけ過ぎと思うのだけれど、実は日本政府は、2009 年 3 月の段階で批准をしたいという姿勢を明らかにしていました。今から 5 年以上前です。そのころの政府の意思は、中身よりも外交体裁。そろそろ批准国は増えつつあって、日本も先進国として人権問題にがんばっていますよということを表明したかった。これに待ったをかけたのが、JDF なんですね。2009 年 3 月 6 日の閣議（総理大臣が議長で全ての大臣が参加する会議）で、障害者権利条約を受け入れることを国会に上げる案を決めたいと、こんな風に進んでいたんです。私達 JDF や民間団体は、かねがね形だけの批准は必要がない、たくさんの、条約のレベルに合わせるような制度改革を引き連れて批准をしてほしい、と訴えていました。なぜならば、あくまでも批准は手段であり、目的はこの国の法制度を良くすること。

もっと大きな目的は、障害のある一人ひとりの暮らしぶりを好転させることです。今批准したら、形だけの批准に終わってしまうと考えました。子供の権利条約のときに失敗したんですね。まず批准を急ごうと、批准した条約をテコにして国内法制を変えていこうという作戦を取っていたらしいんだけど、結果的には、まるで野球のホームベースをぎりぎりでかすかのように、条約と矛盾しないという解釈で、批准後ほとんど国内法制は変わっていないんです。これは良くないということで、身を挺して反対しました。外務省の審議官という偉い幹部の方に「どうしても会いたい」と言われましたが、会ったらどうなるかはわかりませんので断りました。私たちJDFはとてどもとまっています。はっきりとこの段階で批准することは賛成できないと言いました。これは3.5事件と言っていいくらい、日本の障害者の歴史の中では大事な結節点だったんです。その後、2009年の8月に政権交代になって、2009年12月には障がい者制度改革推進会議が誕生し、2010年1月から本格的に議論が始まって、結果として、障害者基本法抜本改正、この中には「手話は言語に含まれる」となり、また差別に対する考え方に合理的配慮も盛り込まれた。また障害者政策委員会というものを設けて、これから条約が批准されるであろう、これをチェックする監視機能を持たせることができた。こんな風にして障害者基本法が、からりと装いを変えたんですね。また、障害者差別解消法、「禁止」という言葉を使いたかったけれども、差別解消法もやっと生まれることになった。

こういう制度改革が3年間、これまでとは違った質、速度で展開されました。残念ながら大問題だった障害者自立支援法は総合支援法になりました。あまり根っこは変わらないと言われてはいますが、しかし総合支援法の附則というところに9項目にわたって、検討しましょうという内容が加わった。この中に情報コミュニケーションに関する項目も入っています。そういう点ではそろそろ頃合いだということで今度の批准には私たちも賛成を示した。そのためには国会としてまず承認をしようということで、この写真は去年の12月4日、国会で成立した瞬間です。この6日ほど前の11月28日、私も国会で参考人として意見を述べました。批准をすることは賛成であると。ただし多くの課題が残っている。ですから、批准は最終点ではなく、新しいスタートだ、こういう位置づけをもって、政府や立法府は批准を迎え入れてほしい。こういう発言をしました。そして年が明けて2014年1月20日、画面に出ているのは吉川さんという国連代表部大使が、ニューヨーク国連本部で、事務総長はこの日いなかったんで、条約局長に批准書を手渡しているところです。この日が日本国の批准日になった。そして批准した30日目、2月19日が日本の発効日、効力を発する日に決まった。ただ発効日より批准日の方が法的には重くて、一般的な記念日は批准日だということで、1月20日に141番目の批准国になった。私は「名誉ある最終段階グループでいい」と言ってきましたので、「遅すぎた」とは思っていない。なお今度締約国会議に参加しましたが、多くの国から言われたことは、日本の批准に向かう手順はこれから参考にすべきであるということです。遅れたことをネガティブに見るんじゃなくて、手順を踏んできて、ちゃんと遅れた理由があったことをむしろ歓迎するような雰囲気になりつつあったこともご報告しておきます。

権利条約の内容はまた後で午後からお話をしますなのでこの場では割愛させていただきます

けれども、まず全体としては前文と 50 カ条の本則をもって、障害者権利条約はできています。それから、障害者権利条約選択議定書があります。今回の批准対象は、この 12 カ条の選択議定書は含まれません。今回の批准対象は前文 25 項目と本則 50 カ条です。選択議定書の方は、簡単に言うともものすごくレベルが高いんです。日本はまだこのレベルに追いついていません。従ってこれはこれからの宿題になっています。まず、条約には本条約と選択議定書があつて、今回日本が批准したのは 25 項目の前文と 50 項目の本則、こう覚えてください。

内容面で一つ言っておくとすると、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」というフレーズに全てが凝縮していると思います。国連での議論は、本来は政府間交渉といって政府の人間しか関与できないのが通常です。でも障害者権利条約ではめずらしく、国連事務総長や議長さんの意向もあつて、障害当事者が随時、しょっちゅう議論に加わりました。のべ 100 日を超える審議の中で、合計すると何百回もこの「私たち抜きに私たちのことを決めないで」というフレーズが繰り返された。議場の壁に染みこむようにこの言葉は耳に残っている、そんな印象です。

もう一つ言っておきますと、条約に 35 回も登場するフレーズがあります。それは「他の者との平等を基礎として」。簡単に言うと、障害を持たない者との平等性あるいは無差別性。これも内容上の特徴です。権利条約は、障害を持った人に新しい権利をとか特別な権利をとかいうことは一言も言っていません。もっぱら繰り返しているのは、障害を持たない市民との平等性。まずはゼロ、原点まで持って行きましょうということ。控えめなアピールと言っていいかもしれません。

では、権利条約が持っている力とは何か。三つの力を紹介しておきます。

一つ。手話通訳者、或いは要約筆記者、聴覚障害者、盲ろう者、みんな含めて、私たちが過去において「こうあるべきだなあ、これが本当じゃない？」と思っていたことを、権利条約はスカッと言い切ってくれました。つまり、私たちが思っていたことは間違いじゃなかった。「わが意を得たり」という言葉がありますけれども、権利条約はそんな感じを覚えさせてくれる。

二つ目。これまでの制度改革を見てもわかるように、条約というのは現実的に制度を変えていく直接的エネルギー、改革へのテコになり得ると思います。これから兵庫県、神戸市、県下の市町で、手話を巡って、要約筆記を巡って、或いは聴覚障害者の生活支援を巡って論議する時に、この見解はどうですか？と迫ることができる。あるいは、確信をもつてものを言える。このように現状を変える力がある。

三つ目。これからひょうご聴障ネットが進んでいく方向性、みんなが納得のいく方向性、北極星、こういう要素をいっぱい含んでいる。私たちをまとめてくれる力がある。立ち向かう方向を示してくれている。

つまり権利条約は、過去において私たちの主張に確信を持たせる。現状において制度を変える現実的な力になってくれる。未来において私たちの結束と目標を提示してくれる。こういう力を持っているんです。

さて、その権利条約ですが、東日本大震災、障害を持った人の暮らしぶり、この間の精神科病院の病棟をグループホームにしちゃおうという動き、安永健太郎さん事件をみると、実態

と条約はまだまだ違うなあ、と思わざるを得ません。

東日本大震災は午後にビデオを流しますので、ここでは障害を持っている人と持っていない人の収入状況を見ていきましょうか。これはきょうされん、セルフ協の、旧授産施設で福祉的就労をしている人たち 9,111 名からアンケートをだしてもらったもの。障害基礎年金、作業所の工賃、親からの仕送り、全部合算して年間 100 万円いかない人が 56%。100 万以上 200 万以下の人 42.8%。いずれも一般市民は 100 万未満が 7.9%、ほとんどが高齢者です。200 万いかない人が 15.0%。一方で 300 万以上は、障害者 0.1%、一般市民 59.4%、約 6 割。こうなると障害者はまるで 2 級市民ですよ。これでどうやって暮らしていけるのでしょうか。次のグラフはまた厳しい状況を表しています。こういう低い収入は、結果として親依存、家族依存を生みます。20 代で 9 割近くが家族依存。30 代で 8 割近く、40 代、50 代となるともう親が 80 後半になってくる。それでも 6 割、3 割の依存率。要するに、低収入という本人の我慢とそれを支える家族の負担、家族依存という含み資産によって地域生活が維持されている。また午後から少し詳しくお話しようと思います。

最後に、今日は聴覚障害の方がいらっしゃるのでふさわしくないかもしれませんが、一つの比喻、例えとしてお出ししておきます。権利条約は楽譜と一緒に。どういう事かということ、世界の名曲はいっぱいあります。モーツァルト、或いはベートーベン。こういった有名なクラシックの楽譜というのは優れた世界の共通言語なんですね。記号も音符も休符も五線も、ト音記号も全部世界共通です。権利条約も今回障害分野に関する世界共通言語になった。国連の公用語である英語、スペイン語、中国語、ロシア語、アラビア語になっていますが、公用語になっていなくても楽譜同様に世界の共通ルール、共通言語になっているのです。例えばベートーベンの「運命」、これをベルリンフィルハーモニー、日本の NHK 交響楽団、兵庫交響楽団の演奏、この近辺の高校生が奏でるのも、みんな楽譜は共通です。でもその奏で方によってその価値が増すことがある、価値を台無しにすることもある。今私たちに問われているのは、この世界共通の権利条約を、この兵庫で、神戸で、聴覚障害分野でどう奏でるかということ。これは私たちの責任ですよ、こんなことを午前の部のまとめにしておしまいにしたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

<質問>

私は盲ろう者です。0 と申します。淡路島から来ました。私は触手話通訳を受けているのですが、頭の中が混乱してしまいました。専門用語も沢山あり、お話についていくのが大変難しかったように思います。肢体不自由、車いすの方、ろうあ者、難聴者、盲ろう者、という色々な障害の人たちが、権利条約が認められてどんなふうに変っていくのかが分からなかったんです。いろんな障害の方々と条約がどんなふう結びつくのか。権利条約が批准された後、どのように焦点を絞っていったらいいのか、ということです。お願いします。

藤井：淡路島からお見えになった 0 さんから質問と大事な指摘がありました。

まず反省することは内容が難しいというご指摘。単語は固有名詞もありますので分解しにく

いのだけれども、もう少し丁寧に説明が必要だったかな、と思いますので、午後からはもう少し詳しく解説しようと思います。

ご質問の、この権利条約が個々の障害にどう関係するのか、について。まずこの権利条約が意識しているのは、全障害。共通にかかってくる問題を意識しているので、個別の障害にどうプラスになるかという事は、すぐには分かりにくい。しかし、これも午後からになってしまっただけけれども、情報・コミュニケーションという点で言うと、耳が聞こえない人、目が見えない人、発達障害、知的障害、精神障害、形は変わるけれども、コミュニケーションで困難をたくさん抱えている。この共通問題は何かということで、かなりつつこんだ方向が出ています。また言語に関して、手話を含めてあらゆる方法、手段を言語として位置付けましょう、ということ。特に聴覚障害者に関しては、意見の出し方、発表において困難を伴う人、また情報が入りにくい人については、午後からお話しますけれども、第21条に詳しく書かれてあります。そして第20条には、移動障害に関して書かれてあります。移動障害というのはもちろん足が不自由な方もいらっしゃるけれども、例えば私のように目が見えない者、あるいは盲ろう者の方たちも移動障害。ですから一個一個の記述は少ないのだけれども、このように結果として起こってくる情報障害、移動障害についてこんな風にして書かれています。

最後に特に強調しておきたいことは、今日は単語だけ覚えて下さい。この権利条約の全体を通して、他の人権条約になかった考え方として「合理的配慮」という言葉があります。難しい言葉ですね。これから条約をこの国が受け入れて、行政も社会もこれを使っていくときに、「合理的配慮」という言葉が障害を持った人たちを支援する大きなキーワードになっていきます。簡単に言うと、個々の障害者、どんな種類、どんな程度でも、個々の障害を徹底して後押ししましょうということ。国が作る、県が作る政策一般だけでなく、Aさん、Bさん、Oさんを想定して個別の支援、或いは配慮をすることによって社会参加をうんとしやすくしよう、ということです。このように考えれば考えるほど、自分の障害と結びつく点がいっぱいあると思います。また今日皆さんが関係している、特に聴覚障害、或いは盲ろう者の支援に役立つことが埋まっています。それを発見するのも勉強の1つの視点かもしれません。Oさんも今のことをベースにしてよく条約と向き合ってほしいなと思います。

(文責：ひょうご聴障ネット)